



勞秘第 二八七六 號

昭和二年十一月十六日

敬言視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿  
 社會局長 官殿  
 大阪神奈川兵庫各府縣知事 殿

東京乘合自動車株式會社 役員用自動車部ノ  
 爭議ニ関スル件  
 (第一号報)

要旨  
 〔役員用爭議〕 同員ノ多數ハ幹部ガ後ラニモ盟善団員ノ指導ヲ頼ルノミニ  
 シテ爭議解決ニハ努力セズ 既ニ爭議甚全ニ多數百円ヲ費消シ其ハ  
 ノ便途ヲ明示セサルヲ以テ漸ク幹部排斥ノ事ヲ向マラントシツマヤリ  
 小型常盤ノ兩社ハ現在殆ント見ルハマ活動オクニ社提携ノ協議ニ基  
 キ 消極的ニ行動ヲ共ニシ居レルニ過キス

此事は組織改良當時からよく判つて居るであらう。約束からゆけは今  
 頃は吾々の先頭に立って戦つて居る筈だ、……、或所では午後にも他常  
 業所では営業が出来ない事になつたと、本部からの命令だなど、嘘八百を並べる  
 奴も出て来た。兄弟よ、送宣傳日蹴飛由せ。不審の莫日本部に来り聞け川  
 我同胞の辛い事は手控しろ川  
 本部を支持して徹底的に要求貫徹の爲に闘へ川 一歩も引くな  
 一九二二、一一、一〇、  
 實用同志會 爭議團 本部

